

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

附属設備の別		使用単位	金額
通信塔附属設備	空域監視装置	一式一回	九、〇〇〇円
気象観測装置		一式一回	一四、九〇〇円
	超過時間（二時間につき）		二、二六〇円

試験準備棟附属設備

屋外大型モニタシステム	3Dモーションキャプチャー	映像記録システム	高速度カメラ	投光機	発電機	被災者模擬装置
超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）
一式一回	一式一回	一式一回	一式一回	一式一回	一式一回	一式一回
七、四〇〇円	五、九〇〇円	五、〇〇〇円	一、一三〇円	四、七〇〇円	九〇円	四〇〇円
一、八四〇円	一、四八〇円	一、一七〇円	四、〇〇円	九〇円	四〇〇円	九〇円

(産業人材育成課)